

販売等が認められていない部位が含まれるふぐの購入者の判明について

連絡先
三重県医療保健部 食品安全課 食品衛生班 担当：南川、大野、山中 電話：059-224-2343 メール：shokusei@pref.mie.jp 令和3年2月9日（火）15時10分

1 概要

令和3年2月8日（火）に資料提供した、販売等が認められていない部位（ヒレ）が含まれたふぐ（ヒガンフグ）が流通した件について、購入者が判明し商品を回収した旨、販売者から連絡がありました。

伊勢保健所は、当該品が自主回収商品であることを確認しました。

なお、商品は未調理の状態で保管されており、喫食していないため健康被害はありません。

2 当該商品の概要等

- 1) 販売品 ヒガンフグ
- 2) 販売数 1パック（3匹）
- 3) 販売形態 皮を剥ぎ、身をおろした状態（ヒレ付き）

3 対応経過

- | | | |
|------|--------|---------------------------|
| 2月8日 | 9時頃 | 購入者が当該商品を購入し、自宅（津市内）で保管 |
| 2月9日 | 8時頃 | 購入者が商品を回収していることを知り、販売店に連絡 |
| | 13時頃 | 販売店及び加工者が購入者宅を訪問し、商品を回収 |
| | 13時45分 | 伊勢保健所が回収された商品の写真を確認 |

4 今後の対応方針

県内ふぐ取扱施設（約400）に対し、今回の事例を踏まえた注意喚起文書を配布する予定です。

（参考）

*ヒガンフグについては、別紙を参考にしてください。